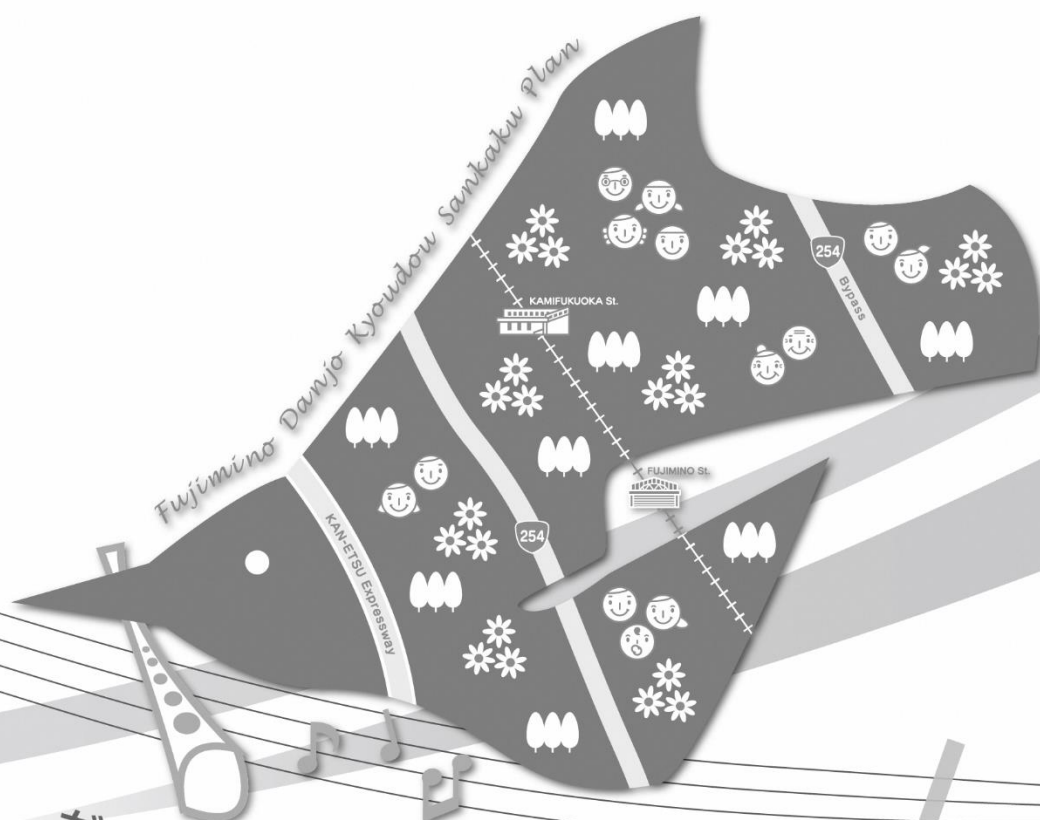


令和6年3月
概要版

ふじみ野市 第2次男女共同参画基本計画

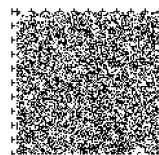
改訂版

2018～2030

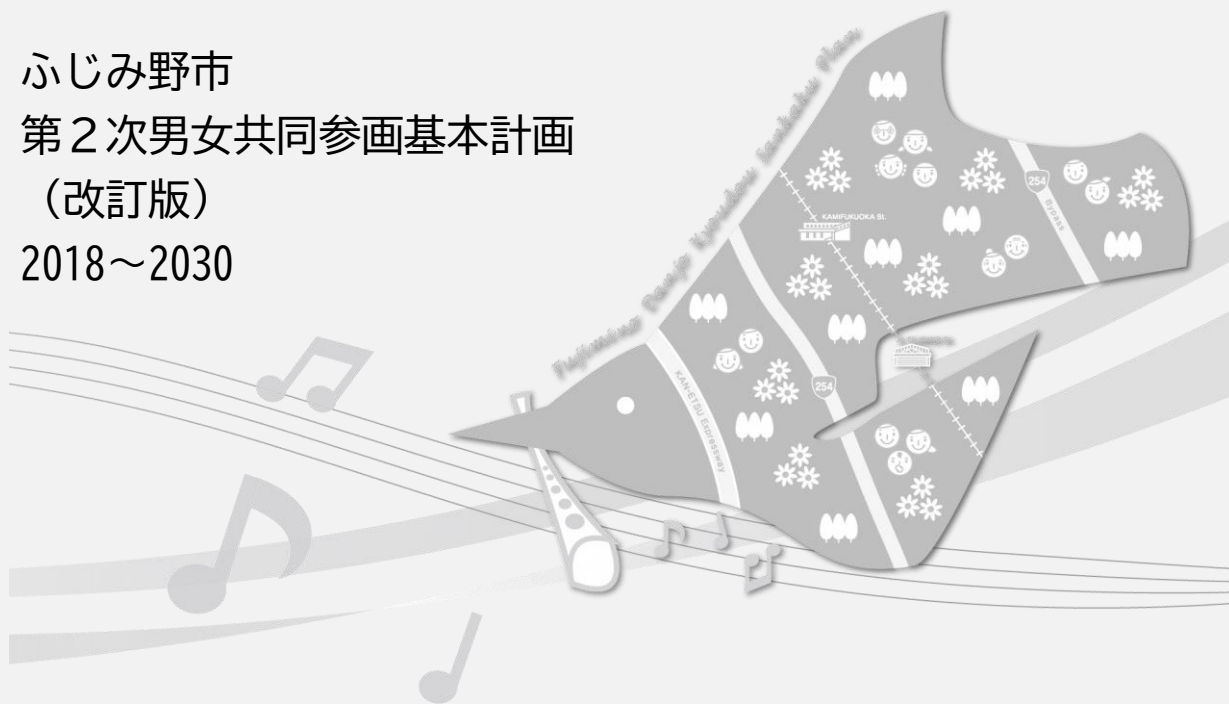


だれもが自分らしく活躍するまち ふじみ野

 ふじみ野市



ふじみ野市 第2次男女共同参画基本計画 (改訂版) 2018～2030



ふじみ野市第2次男女共同参画基本計画とは

ふじみ野市第2次男女共同参画基本計画は、国の「男女共同参画社会基本法」および「ふじみ野市男女共同参画推進条例」に基づき策定した計画であり、市・市民・事業者等と協働して男女共同参画社会づくりの施策を総合的・計画的に進めるための基本的な計画です。

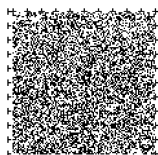
計画の性格と位置づけ

- ・ 本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」です。
- ・ 本計画は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に基づく「市町村推進計画」を包含するものです。
- ・ 本計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」を包含するものです。
- ・ 本計画は、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」第8条第3項に基づく「市町村基本計画」を包含するものです。
- ・ 本計画は市の最上位計画である「ふじみ野市将来構想 from 2018 to 2030」に基づき、策定しました。

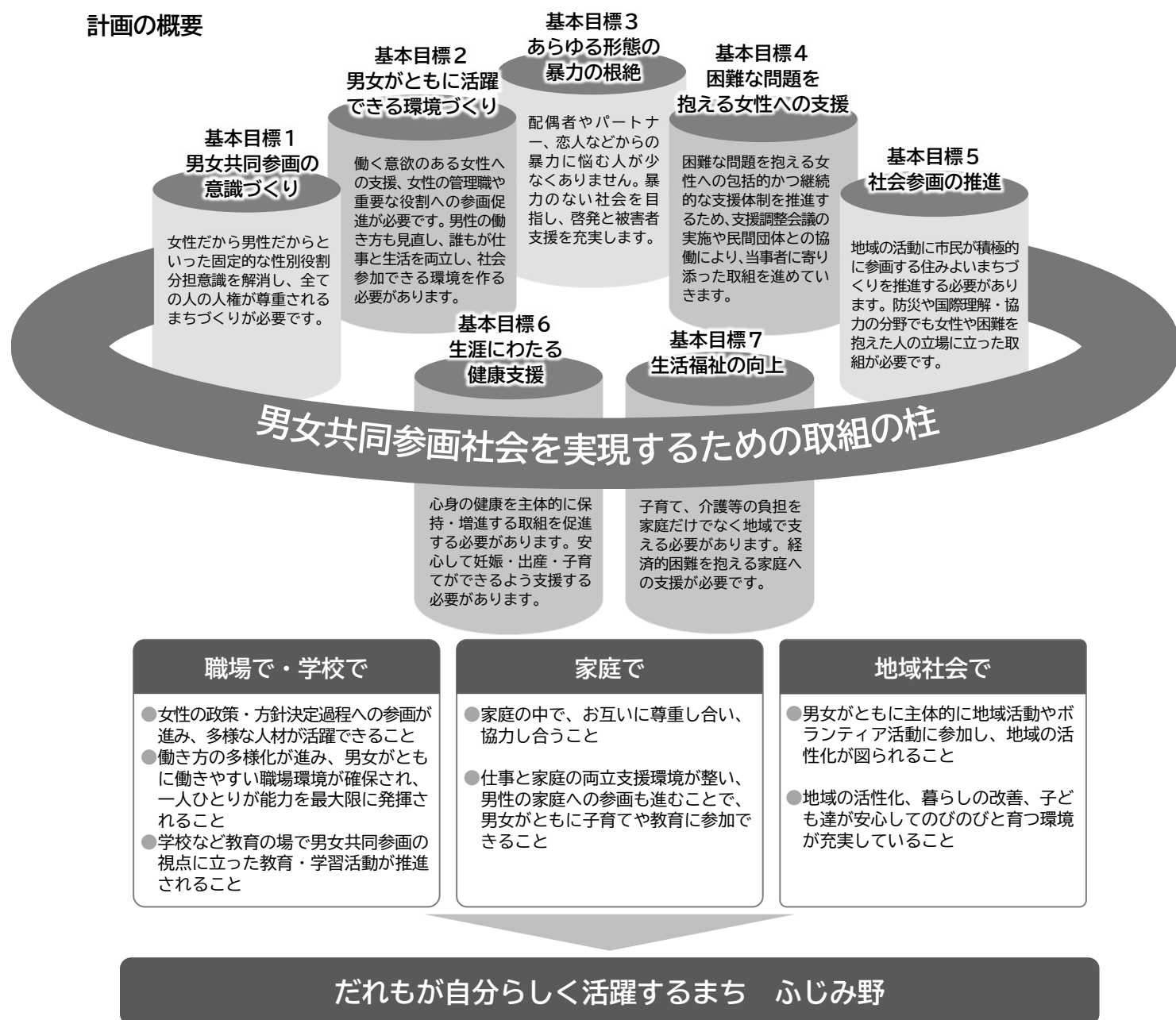
計画の期間

この計画は、市の最上位計画「ふじみ野市将来構想 from 2018 to 2030 後期基本計画」と同様、平成30年度～令和12年度の13年間を計画期間とし、中間年度である令和5年度に見直しを行いました。

	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度
上位 計画	ふじみ野市将来構想 from 2018 to 2030 (平成30年度～令和12年度)												
	前期基本計画(6年)						後期基本計画(7年)						
男女共同 参画基本 計画	ふじみ野市第2次男女共同参画基本計画(平成30年度～令和12年度)												
						見直し	見直し後の計画(7年)						



計画の概要



計画見直しの視点

この計画では、社会的変化や新たな課題に対応するために主要課題の見直しや新たな基本目標の追加を行いました。

(1) あらゆる形態の暴力の根絶【DV防止基本計画】

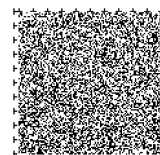
DVや人権侵害行為の解決に向け、加害者も被害者も生まれないよう、暴力防止に関する啓発活動を強化します。人権教育、男女平等意識、デートDVについての教育を推進するため、主要課題2として「ドメスティック・バイオレンスの防止と根絶に向けた予防啓発の推進」を新たに追加しました。

(2) 困難な問題を抱える女性への支援【困難女性支援基本計画】

「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が令和4年5月25日に公布されたことに伴い、困難を抱える女性への切れ目のない支援が求められます。新たに「困難女性支援基本計画」を男女共同参画基本計画に位置づけ、困難を抱える女性の支援を包括的かつ継続的に進めます。

(3) 生活福祉の向上

近年、社会的孤立など既存の制度では十分に対応できない人に対する支援の必要性が高まっています。庁内関係機関を含めた多機関の協働による包括的支援体制、成年後見センターにおける成年後見制度に関する相談、さらに、複合的な問題を抱え支援を必要とする人への対応が求められる重層的支援体制など、現状に沿った施策の見直しを行いました。



各分野の基本目標等の達成に向けて、方向性を確認し、取組を見直していく評価のしくみを取り入れます。

成果指標

成果指標とは、施策を推進する上で目指すべき成果で、取組の成果として「ふじみ野市がこのような状態になる」ということを示すものです。

指標	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和12年度)
性的マイノリティ（LGBTQ等）という言葉を知っている」と回答した人の割合	72.3% (令和5年市民意識調査)	100%
男性職員の配偶者出産補助休暇・育児参画のための休暇の取得率	該当者のうち88.24% (平均取得日数 2.3日)	取得率 100% (平均取得日数 8日)
男性職員の育児休業取得率	5.9%	50%
市の審議会等委員に占める女性委員の割合	33.6%	40%以上60%以下
女性委員が一人もいない審議会等の数	8	0
男性、女性片側の性が30%を下回る審議会等の割合	57.4%	25%
市の管理職（副課長以上）に占める女性の割合	23.2%	25%
保育所の待機児童数	3人	0人
放課後児童クラブの待機児童数	0人	0人
DVの被害経験が過去に「何度もあった」、「1、2度あった」とする人がどこかに相談をした割合	16.0%	30%
市の防災会議における女性委員の割合	15.2%	30%
妊娠届出時における妊婦の状況把握率	100%	100%
国民健康保険加入者を対象とした特定健康診査受診率	44.9%	47.7%

管理指標

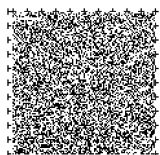
管理指標とは、取組や事業の回数、人数など「量的」な実績の目標値で、「ふじみ野市としてどれだけの活動に取り組んだか」の結果を説明するものです。

指標	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和12年度)
生きがい学習への参加人数	286人	460人
ハラスメント防止研修受講人数	延べ229人 ※平成30年度～令和5年度	延べ420人 ※令和6年度～令和12年度
こころの健康相談延べ件数	9件	30件
生活困窮者個別支援プラン作成割合	42.2%	60%
生活困窮者相談窓口での就労支援件数	122件	150件

参考指標

参考指標とは、取組を進めた結果として、市の動向やニーズを大まかに把握できる指標の推移を見ていくもので、「ふじみ野市の男女共同参画の進捗状況」を把握するものです。

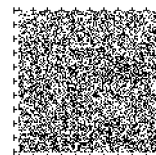
指標	現状値 (令和4年度)	目指す姿
市民団体に委託する男女共同参画啓発事業の実施回数	3回	効果的な実施
「男は仕事、女は家庭」という性別役割分担意識に「同感しない」と回答した人の割合	56.0% (令和5年市民意識調査)	増加
住民基本台帳事務等における支援措置件数	90件	適切な運用
DV被害者支援のための庁内連絡会議の実施回数	1回	適切な運営
配偶者暴力相談支援センターの認知度（「内容を知っている」と回答した人の割合）	女性 7.8% 男性 2.7% (令和5年市民意識調査)	増加
配偶者暴力相談支援センターの支援人数	91人	適切な運用
困難な問題を抱える女性支援のための支援調整会議の実施回数	—	適切な運営
自主防災組織等で活躍する女性の人数	11人	増加
外国籍市民の生活相談延べ件数	377件	適切な運営
教育相談室等（さわやか相談員、スクールカウンセラー含む）における相談延べ人数	8,719人	適切な運営



基本目標 1

男女共同参画の意識づくり

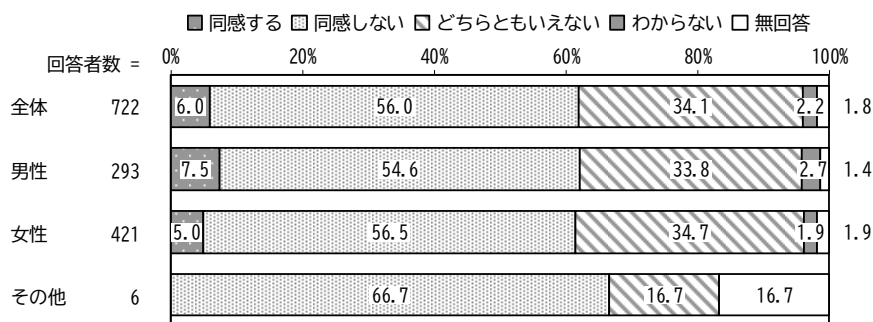
性別による固定的な役割分担意識の解消を図り、男女が性別に関わりなく、それぞれの個性と能力を十分に生かし、ともに責任を果たしていく男女共同参画社会を実現するため、男女共同参画の理解促進、教育・学習の充実に取り組みます。



主要課題 1	男女共同参画意識の啓発
施策の方向	①意識啓発活動の推進 ②男女共同参画に関する情報の収集・提供
主要課題 2	家庭における男女共同参画の促進
施策の方向	①家庭・事業所における男女共同参画の促進 ②男性の家事・子育て・介護への参加促進

主要課題 3	男女共同参画の視点に立った教育・学習活動の推進
施策の方向	①男女共同参画の視点に立った学校教育の推進 ②家庭や社会における男女共同参画に関する教育・学習の推進
主要課題 4	多様性の尊重
施策の方向	①多様性・多様な生き方への理解促進

「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識



資料：令和5年ふじみ野市男女共同参画に関する市民意識調査

基本目標 2

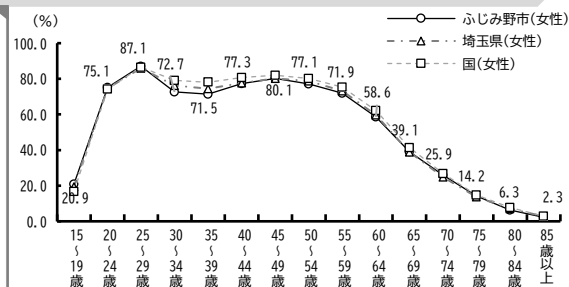
男女がともに活躍できる環境づくり 女性活躍推進計画

すべての人が働きやすい職場環境を整備するとともに、働く意欲のある女性の活躍を支援し、妊娠・出産・子育てや家事、介護等の役割と仕事を両立することや、再就職や起業への支援を進めます。

また、組織の政策や方針を決定する場で男性も女性も活動しやすい場を作ることができるよう、審議会等への女性委員の登用を促進する仕組みの構築を図ります。

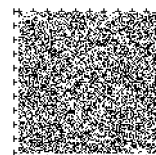
主要課題 1	女性の職業生活における活躍の推進
施策の方向	①男女の均等な就業機会の確保 ②就業のための相談・情報提供の充実 ③働きたい・働き続けたい女性に対する支援の充実 ④事業所における取組の促進
主要課題 2	政策・方針の立案・決定への参画促進
施策の方向	①市の政策・方針の立案・決定過程への男女共同参画
主要課題 3	ワーク・ライフ・バランスの推進
施策の方向	①仕事と家庭の両立支援の充実

女性5歳階級別の労働力率



資料：令和2年 国勢調査
※表示の数値は、ふじみ野市(女性)

出産、子育て期における30代で労働力率が低くなり、ゆるいM字カーブを描いている。国(女性)と比べると、M字の谷がやや深くなっている。



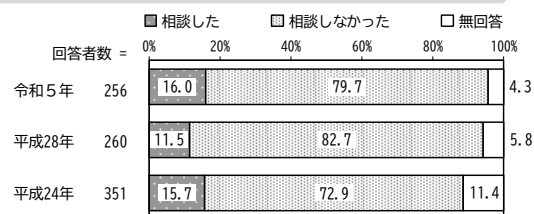
基本目標 3

あらゆる形態の暴力の根絶 DV防止基本計画

DVや人権侵害行為の解決に向け、個々の被害者の保護、支援をより迅速に行うために、管轄警察署、福祉事務所、児童相談所、医療機関等の関係機関と連携協力を図ります。
また、ハラスメントについて、防止に関する啓発活動を強化するとともに、若年層に届きやすい媒体等を利用した啓発活動や相談窓口の周知を図っていきます。

主要課題 1	あらゆる形態の暴力の根絶
施策の方向	①被害者支援体制の充実 ②自立のための支援体制の充実 ③相談体制の充実
主要課題 2	ドメスティック・バイオレンスの防止と根絶に向けた予防啓発の推進
施策の方向	①若年層に対する予防啓発と相談窓口の周知 ②ハラスメントの防止に向けた理解促進と情報共有の充実

DVの被害を受けたときの相談の有無（経年比較）



資料：令和5年ふじみ野市男女共同参画に関する市民意識調査

基本目標 4

困難な問題を抱える女性への支援 困難女性支援基本計画

困難な問題を抱える女性への包括的かつ継続的な支援体制を推進するため、関係機関相互の連携のための支援調整会議の実施や民間団体との協働、支援にあたる女性相談支援員の資質向上を図りながら、当事者に寄り添った取組を進めます。また、困難な問題を抱えるDV被害者等の緊急避難や支援強化のため、民間支援団体との連携を推進していきます。

主要課題 1	困難な問題を抱える女性への包括的かつ継続的な支援
施策の方向	①困難な問題を抱える女性に寄り添った支援体制の整備 ②継続的な自立支援の実施 ③地域資源を生かした生活再建の推進
主要課題 2	困難な問題を抱える女性への相談体制の充実
施策の方向	①困難な問題を抱える女性への包括的かつ継続的な相談体制

「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」とは

困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、人権が尊重され、女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与する法律です。この法律の中で、市町村は市町村基本計画の策定に努めることとなっています。

【詳しくは厚生労働省のHPをご覧ください】

基本目標 5

社会参画の促進

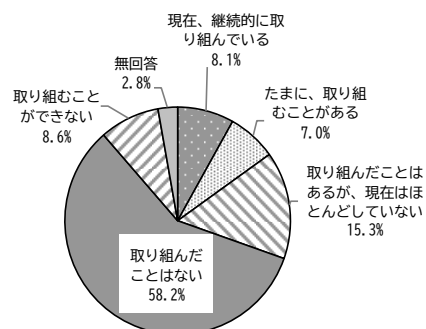
地域における課題が多様化する現代社会では、課題の解決や地域での豊かな生活の維持に地域の住民の主体的な活動が重要な役割を担っています。思いやりの心で共に助け合う温かみのあるまちに向け、地域での暮らしや活動の中で、性別にかかわらず多くの人が活動していくことが重要です。特に、防災・災害対策の分野では、女性や要配慮者となる人の視点に立った対策を推進します。

主要課題 1	地域・社会活動への参画促進
施策の方向	①地域・社会活動への参画促進
主要課題 2	男女共同参画の視点に立った防災対策の推進
施策の方向	①防災組織等における女性参画の促進 ②多様なニーズに即した災害対策・復興支援

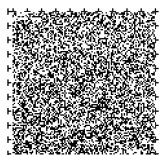
主要課題 3 国際理解・協力における男女共同参画の促進

施策の方向
①国際理解・協力と交流の促進・外国籍市民への理解と支援
②平和活動の推進

地域活動やボランティア活動への取組状況



資料：令和4年ふじみ野市地域福祉計画策定のためのアンケート



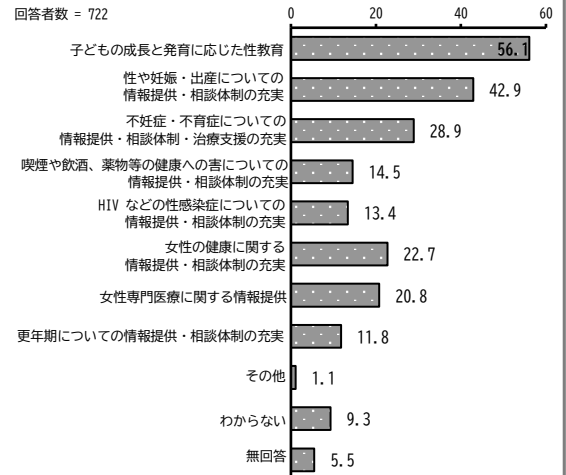
基本目標 6

生涯にわたる健康支援

性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）や様々な健康課題に配慮し、すべての人が健康で自立した生活を送ることができるよう啓発、情報提供を行うとともに、こころとからだの健康を保持・増進に向けた主体的な行動の推進と関係機関と連携した相談体制の充実を推進します。

主要課題 1	性と生殖に関する健康と権利についての意識啓発
施策の方向	①性と生殖に関する健康と権利についての意識啓発
主要課題 2	母性の保護と母子保健の充実
施策の方向	①母性の保護と母子保健事業の充実 ②健康を脅かす問題への対策
主要課題 3	生涯を通じたこころとからだの健康保持・増進
施策の方向	①生涯を通じたこころとからだの健康保持・増進 ②こころとからだの相談の充実

リプロダクティブ・ヘルス／ライツの実現に必要なこと



資料：令和5年ふじみ野市男女共同参画に関する市民意識調査

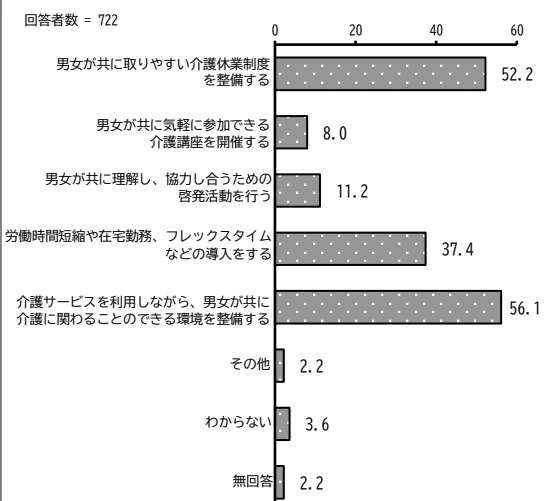
基本目標 7

生活福祉の向上

近年、少子高齢化や核家族化の一層の進行による家族機能の変化に加え、地域のつながりが希薄化していく傾向にあり、社会的孤立など既存の制度では十分に対応できない人に対する支援の必要性が高まっています。そのため、地域の福祉課題解決に向けて多機関の協働による包括的支援体制を進めるとともに、複合的な問題を抱え、支援を必要とする当事者に対して組織間の横断的な連携を推進していきます。

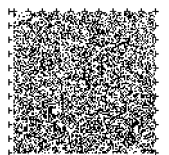
主要課題 1	次世代を育成するための環境づくり
施策の方向	①子育て支援体制の充実 ②子育て家庭への経済的支援
主要課題 2	困難を抱える家庭への支援の充実
施策の方向	①経済的困難を抱える家庭への支援の充実 ②安心・安全な生活環境の確立
主要課題 3	ひとり親家庭等の福祉の充実
施策の方向	①ひとり親家庭等の生活の安定への支援 ②ひとり親家庭等の相談・緊急援助の充実
主要課題 4	高齢者・障がい児（者）の福祉の充実
施策の方向	①地域での暮らしを支える生活支援の充実 ②高齢者・障がい児（者）の社会参加・権利擁護の推進
主要課題 5	地域福祉の充実
施策の方向	①包括的支援体制の充実 ②地域福祉組織の充実

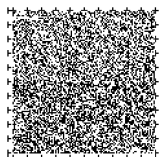
男女が協力して介護を担うために必要なこと



資料：令和5年ふじみ野市男女共同参画に関する市民意識調査

「介護サービスを利用しながら、男女が共に介護に関わることを整える環境を整備する」の割合が最も高く、次いで、「男女が共にしやすい介護休業制度を整備する」、「労働時間短縮や在宅勤務、フレックスタイムなどの導入をする」となっています。





ふじみ野市男女共同参画推進条例

市、市民、事業者等が一体となって、男女が互いに人権を尊重し、共に責任を分かち合い、個性と能力を発揮することができる男女共同参画社会の実現に向け、「だれもが自分らしく活躍するまちふじみ野」を目指し、男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成 27 年 10 月に「ふじみ野市男女共同参画推進条例」が施行されました。

基本理念

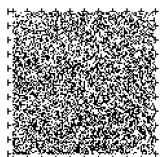
- 1 男女が個人としての尊厳を重んじられること。
- 2 男女が直接的であるか間接的であるかを問わず、性別による差別的な取扱いを受けないこと。
- 3 男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること。
- 4 男女が性別による固定的な役割分担意識に基づいた社会の制度又は慣行によってその活動が制限されることなく、自らの意思及び責任により多様な生き方が選択できること。
- 5 男女が社会の対等な構成員として、市の政策又は事業者における方針の立案及び決定に参画する機会が確保されること。
- 6 家族を構成する男女が、互いの協力及び社会の支援の下に、子育て、介護その他の家庭生活における活動及び就業、就学その他の社会生活における活動が円滑に行われること。
- 7 妊娠、出産その他の性と生殖に関する事項について、男女の相互の意思が尊重されることが及び生涯にわたり男女が健康な生活を営むことについて配慮されること。
- 8 国際社会における取組と密接な関係があることの認識に立ち、国際的な協調の下に行われること。



ふじみ野市PR大使
『ふじみん』

ふじみ野市役所 市民生活部 市民総合相談室

〒356-8501 埼玉県ふじみ野市福岡 1-1-1 TEL 049-261-2611 (代表)



本書に変更・訂正などがありましたら、ホームページにてご案内いたします。

ふじみ野市ホームページ

<https://www.city.fujimino.saitama.jp>